

浦野東洋一東京大学名誉教授「意見書」

高校生らの訴えを[教育法規範]にも合致とする見解

日本教育行政学会会長、日本教育法学会と日本教育学会の事務局長、東京大学教育学部長、東京大学附属中学・高校校長などを経て、現在、帝京大学教授、東京都国立市教育委員など。

2004年5月6日

大阪地方裁判所 御中

意見書(一部抜粋)

大阪府教委の行為は、日本国憲法以下の教育法体系に明確に違反

私は教育学及び教育法制論の研究者として、大阪府立高槻南高等学校（以下、高槻南高校）のいわゆる廃校問題にかんする訴状、原告被告双方の準備書面等の文書をていねいに読みました。そして、この問題にかかわった大阪府教育委員会、同事務局職員、高槻南高校校長、同教頭の側の行為、言動に強い違和感を覚えました。

その強い違和感は、「教育にふさわしい行政であったといえないのではないか」「校長・教頭の言動は、教育者として適切であったといえないのではないか」というものでした。そこで私は、何故そのような印象をいただくのか、その要因を探り、考察を重ねてまいりました。その結果、

根本的なところで、大阪府教育委員会側の「学校観」と「子ども（高校生）観」に致命的な欠陥がある。

この問題の出発点となった『教育改革プログラム』（1999年4月）の「特色ある学校づくり論」にも重大な欠陥がある。

そしてこれらの欠陥が基底にあるため生じた本件での大阪府教育委員会側の行為は、日本国憲法以下の教育法体系に明確に違反している、という見解に到達しました。（浦野意見書1頁）

教育委員会の一連の行為、活動が、[教育法規範]に反していたことは明白

本件の高校再編・統廃合計画の策定、高槻南高校の廃校処分、それにかかわる教育委員会の一連の行為、活動は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条1号等に規定された権限にもとづいてなされたわけですが、それが適法であるためには、学校教育法などの関係教育法令の条項が教育基本法全体の趣旨、目的にそって解釈され、運用されることが必要条件だったのです。「教育基本法全体の趣旨、目的」という場合、今日ではそれは「教育にとって基本法である憲法、教育基本法、子どもの権利条約全体の趣旨、目的」と同じであると判断してよいし、むしろそのように判断すべきであると考えます。

そうしますと、前記の[教育法規範]は、縷々述べたことからご理解いただくと信じますが、最高裁判決のいう「教育関係法令を教育基本法の趣旨、目的に沿って解釈、運用する」際の規範であるということになります。教育委員会の一連の行為、活動が、この[教育法規範]に反していたことは明白であり、したがって私は、それを教育基本法第10条が法禁する「不当な支配」にあたり、同法同条に違反すると判断します。（同15頁）

高槻南高校の当事者たちの考えと行動は

[教育法規範]にも合致した、まっとうな考えと行動

私の意見は以上のとおりです。貴裁判所が、憲法、教育基本法、子どもの権利条約のも

とでの子ども観（論）、学校観（論）、教育論及び教育現場の現実を研究されて、公正な判断をくだされることを、一教育研究者として切望する次第です。

なお付言させていただくと、高槻南高校生徒会をはじめとする高槻南高校の当事者たちの考えと行動は、前記[教育法規範]にも合致した、まっとうな考えと行動でありました。特に高校生の行動は、社会の未来に希望をあたえるほどのものでありました。貴裁判所がこのことに深く思いを致し、判決及び判決文のなかで、是非かれら若者を評価し、励ましていただきたいと心のそこから思う次第でございます。（浦野意見書同15頁「おわりに」）

3人の裁判官はこれらをどのように判断するのでしょうか？

西川知一郎裁判長、田中健二裁判官(右陪席)、石田明彦裁判官(左陪席)

原告適格は？ 訴えの適法性は？ 損害賠償請求は？ 事実認定と評価は？

浦野意見書で、教育委員会の一連の行為と活動が、[教育法規範]とされた府教委の違法で不当な行為がこの1年余りの公判の中で以下のように、あきらかになりました。

1. 廃校処分は、府教委自身の「教育プログラム」が最も重視したはずの目的・趣旨に反することがあきらかになりました。

府立高校の解決しなければならない課題を中途退学者問題（8頁：「早急に解決を図るべき教育課題」）とした『教育改革プログラム』の目的・趣旨に反して、学区優良校を廃校処分とした事実。

原告側は、準備書面と書証において、府教委自身が作成した教育統計資料を基に、再編整備対象校となった各高校の比較考察をして、高槻南高校が、府立高校では最も低い中退率で学校適応率が極めて高い学校であること、この廃校処分の異常さ、特異さをデータを示して明らかにしました。

3月31日の地裁大法廷において、この廃校処分の高校改革課における責任者であった府教委参事（当時）も高槻南高校を「優良校だと思います」と反対尋問に答えています。

2. 他校が進めていた全日制単位制高校構想を、事前の説明・意向打診なしに高南に押しつけた不当性、そして、理不尽なその廃校理由さえ、廃校決定後、さらに大きくゆがめ変更された府教委の無責任な教育行政があきらかになりました。

原告側は、準備書面や書証、04年3月31日の証言を通じて、全日制単位制高校構想が高槻南高校とは関係のない、統廃合の相手校である島上高校が深刻となった自校の教育課題を解決するために計画したもので、案の公表まで高槻南高校では、議論にすらならなかったものであること、府教委からはいかなる形でも事前の説明・意向打診が高槻南側になかったこと、廃校までして押し付けた単位制高校が、当初の教育改革プログラムや、廃校案公表時の構想・説明とは、似ても似つかない普通の『受験準備・偏差値偏重』教育（これ自体教育改革の目的に反する）を生徒に管理的に押し付けるものとして、開校前から準備され、今日に至っていることを明らかにしました。新校準備の教育プロジェクトチームのまとめや結論さえ無視されたことも明らかにしました。

3月31日の被告側証人・府教委参事は、「学区を越えた広い地域から生徒が来る単位制高校なので、交通の利便性のみを最優先に学校の統廃合を決めた。学校施設や生徒・教育状況、中退率や生活指導上のこと、部活などの発展状況などは、考慮しなかった」と、教育行政として無責任で、信じがたい証言をしています。

しかし、原告側は、準備書面や書証、証言を通じて、新校は「学区を越えた広い地域から生徒が来る単位制高校」どころか、「2学区の学校、地元の学校」として、開校以前から府教委の後押しで大宣伝されていた事実をあきらかにして、府教委の欺瞞と目的違背を明らかにしました。すべてが、廃校にするためのいい加減な口実に過ぎないといしか考えられません。こんなことで廃校にされた生徒らの心の傷と学習権侵害は甚大です。

優良校をつぶす唯一の口実が「単位制高校のための交通の利便性」でしたが、廃校案決定直後には、これが、『地元の高校』論によって、ほぼ95%は2学区からの通学生徒となっており、府教委自身の廃校理由は、破綻しています。

3. 学校教育関係者、保護者・生徒等の本校関係者への意見聴取を怠ったことによる「事実の認定・評価の過誤」による違法と「公務員としての誠実な事前調査義務」違反

04年3月31日の第6回公判における以下の府教委側証人の主張を見れば、選定のいい加減さ、違法性が明らかです。

原告側の渡辺和恵代理人:

「(府教育委員が学校に行かれないなら)教育委員会の事務局が、対象校選定のために足を運ばれますか。」

被告側証人・府教委参事:

「一般的に視察をするという事はありますが、対象校を選定するために学校を視察するという事はありません。」(「府教育委員も、事務局も対象校の選定で現場を見ないのか」と再度質され・・・)教育委員会各課が持っている情報を集約整理して、対象校の選定をしております。」

原告側の渡辺和恵代理人:

「机上の資料を材料にしてことをすすめられると、こういうことになるのでしょうか。」

被告側の証人・府教委参事:

「教育委員会各課が持っているデータで十分収集できるとかんがえております。」

原告側の渡辺和恵代理人:

「(乙33号証を示す)これは『高槻市内7校の状況』ということで、3枚ものですが、これが、お手持ちの資料の集約したものの結論だということですか。これで対象校を選択したということですか。」

被告側の証人・府教委参事:

「はい、そうです。」

ここで、府教委側証人が言う乙33号証『高槻市内7校の状況』は、それぞれの学校について、当たり障りのないところだけを書いた選定資料で、選定が済んでから出されてきた恣意的なものである。誰が見ても、選定できる判断資料には到底なりえないものです。肝心の資料は、情報公開請求でも、同異議申し立てでも『作成していない。』『不存在』と言い張って隠し通し、法廷にこれらが持ち出されると、詳細な計画文書なのに、「担当者の個人なメモ」とか「すでに廃棄したもの」「仮置きで使ったもの」「そうならいいなあという希望のスケジュール」などと、つくろい証言し誤魔化しています。

4. 統廃合理由を作為的に作り上げる工作の協議をしたり、府教委が専門的チームで策定した再編整備計画を「特定の要因」で、恣意的に歪めて変更した事実と文書が明らかにされました

計画にあわせて統廃合の理由を後で作り上げるために、特色ある学校づくりの実績づくりの方法や府議会議員や市議会議員への工作、市教育委員会やマスコミ対策を協議した事実示す作戦文書、とりわけ2学区の高槻市域の学校についての分析を中

心に取り上げている府教委内部資料「検討課題と考え方」(平成11年12月)の存在を、佐々木証人が認める。証人:府教委参事:「はいあります。これは私どもの高校改革室が担当者レベルで検討を行ったときの検討資料だというふうに思われます。」

同証人は、府教委「府立高校再編整備計画」の全計画を記した重要計画書の存在を認める。これは、平成14年10月21日、高南応援団が行った情報公開請求に対しても、府教委はその存在を否定していたもので、原告らが指摘してきたように、平成13年度に島上高校と芥川高校の統廃合計画が明記されている。今回の公判では、この計画書が書証として、原告側から提出されるに及んで、否定しきれず一転してその「存在」を認める証言を以下おこなった。

同証人:「担当者が第1期計画を作成するとき、校名を仮置き形で、作業する資料だというふうに理解しています。(いつごろ作られたものかと質され)平成11年度に作成した資料というふうに思います。」

5. 「意見表明権」(子どもの権利条約12条)「表現・情報の自由」(同13条)侵害

旧生徒会執行部:奥村千尋・足立賀奈子・名加麻衣子・田淵法明の4人連名の大阪地裁提出の陳述書より

「私たちの高校のことであるのに、ここに通っているのは他にもない私たち自身なのに、なぜもっと訴えを聞いてもらえないのか、なぜ説明会が開けないのか。」

私たち生徒が、あくまでもこれを求め続けたのは、校長先生の短い話でも、府教育委員会の簡単な選定理由や資料だけでも、どうしても理解と納得ができなかったからです。生徒みんなには、わからないことがたくさんあったからです。自分たちの通う高校が廃校にされる本当の理由を私たちが知ることは、当然のことであり、それは最低限のことです。」

「学校は、生徒一人ひとりが、先生たちと一緒にあってつくり上げてきた大切な場なのです。高槻南高校は特にそういう想いや絆の深い学校です。そのようなことをまったく無視して、自分の愛する学校を廃校にするという案を、まったく変更する余地のない形で一方的に公表され、決定されたのです。本当に社会的にありえないやり方だと思います。廃校にしておいて、『発展させる』のだという口実も、高槻南高校と関係のない人たちの判断に基づくものばかりで、そんな勝手なことが通用するというのは、どうしても納得がいけないし、どこでもありえない話だと思います。」

「学校では、私たちの権利や義務、子どもの権利条約で規定する諸規定を学びました。子どもも生徒も権利を持った主体であるということは、本当に当たり前のことと考えられるようになったこの社会で、府教育委員会に、私たちが、統廃合という母校の死活にかかわる問題で、法律や国際条約に合う最低限の扱いをなされなかった悔しさは忘れられません。」

04年3月27日、府教委らへの大阪弁護士会の要望書より

「今回、高槻南高等学校と島上高等学校との統廃合措置について、貴教育委員会もお認めになるとおり、平成13年8月30日になされた実施対象校(案)の公表以前には、生徒らの意見は聴取されておりません。」

04年5月6日大阪地裁への浦野東洋一東京大学名誉教授の「意見書」より

私は、憲法、教育基本法、子どもの権利条約から演繹される《教育法規範》として、「子どもは教育の《主体》であり、教育問題に対処するさいは『子どもの最善の利益』を中心にすえ、子どもの意見を誠実に聞かなければならない」という規程が明確に、客観的に存在していると考えています。